

# 藻 類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和 44 年 4 月 April 1969

### 目 次

ニセフサノリとイロロの学名変更 .....	千原 光雄	1
大阪府下南部溜池に出限する <i>Micrasterias</i> 属 .....	西河幸雄・水野寿彦	4
日本淡水藻類分布資料 1. 沖縄産の淡水藻類 .....	山岸 高旺	11
日本淡水藻類分布資料 2. 鬼怒沼湿原の藻類 .....	磯田 洋二	12
韓国淡水産アオノリ属の 1 種 <i>Enteromorpha</i> <i>flexuosa</i> subsp. <i>flexuosa</i> について .....	広瀬弘幸・鄭 溶	15
南西諸島産イワノカワ科 Squamariaceae の解剖分類学的研究 (2) 新産種サケメイワゲシ ヨウ <i>Cruoriella fissurata</i> DAWSON .....	野沢 ユリ子	19
ノリの人工養殖における生長経過について .....	寺本賢一郎・木下 祝郎	24
ノリ人工培養の一方法について (1) .....	寺本賢一郎・木下 祝郎	29
ノリ人工培養の一方法について (2) .....	寺本賢一郎・木下 祝郎	33
海藻類胞子に対する暗処理の検討 .....	大野 正夫・新崎 盛敏	37
Fucales ノート (4) 卵の極性総説 .....	中沢 信午	42
やわらかい藻類の腊葉標本作製の一方法 .....	吉崎 誠	48
韓国の海藻群落調査旅行 .....	谷口 森俊	50
石川光春先生の思い出 .....	山田 幸男	53
田原正人先生を偲んで .....	猪野 俊平	55
学 会 録 事 .....		56

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

- 第 1 条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第 2 条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 総会の開催（年 1 回）
  2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
  3. 定期刊行物の発刊
  4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第 4 条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。
- 第 5 条 本会の事業年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 6 条 会員は次の 3 種とする。
1. 普通会員（藻類に関心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの）。
  2. 名誉会員（藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの）。
  3. 特別会員（本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの）。
- 第 7 条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。
- 第 8 条 会員は毎年会費 500 円を前納するものとする。但し、名誉会員（次条に定める名誉会長を含む）及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は 2 米ドルとする。
- 第 9 条 本会には次の役員を置く。
- 会長 1 名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。
- 役員任期は 2 ヶ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き 3 期選出されることは出来ない。
- 役員選出の規定は別に定める。（付則第 1 条～第 4 条）
- 本会に名誉会長を置くことが出来る。
- 第 10 条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。
- 第 11 条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。
- 第 12 条 本会は定期刊行物「藻類」を年 3 回刊行し、会員に無料で頒布する。
- （付 則）
- 第 1 条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める（その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る）。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。
- 第 2 条 評議員の選出は次の二方法による。
1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区 1 名とし、会員数が 50 名を越える地区では 50 名までごとに 1 名を加える。
  2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の 1/3 を越えることは出来ない。
- 地区割は次の 7 地区とする。
- 北海道地区。東北地区。関東地区（新潟、長野、山梨を含む）。中部地区（三重を含む）。近畿地区。中国・四国地区。九州地区（沖縄を含む）。
- 第 3 条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第 4 条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。
- 第 5 条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻 500 円、分冊の場合は各号 170 円とし、非会員の予約購読料は各号 250 円とする。
- 第 6 条 本会則は昭和 43 年 11 月 1 日より施行する。

## 会 告

昭和44年4月より日本藻類学会事務局が下記に移りましたので、お知らせいたします。

### 記

神戸市灘区六甲台 神戸大学理学部  
生物学教室内 日本藻類学会

(郵便番号 657)

第16回総会において昭和44年度から会費を次の如く改正することになりましたのでお知らせします。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 国内会員            | 800円    |
| (2) 外国会員            | 3米ドル    |
| (3) バックナンバー         | 各巻 800円 |
| (4) 予約購読料(非会員の誌代)年間 | 1,200円  |

